

県経営者協など3団体

# 働き方改革推進へ協定

## 相談窓口などで中小支援

働き方改革関連法の成立を受けて県内中小企業の対応を後押ししようと、県経営者協会、県労働基準協会連合会、県社会保険労務士会の3団体は6日、長時間労働の解消や年次有給休暇の取得推進などを盛り込んだ協定を締結した。深刻な人手不足で働き方改革に取り組む余力のない中小企業も多い中、3団体はセミナーや専用の相談窓口などで支援体制を強化する。

協定には推進事項として「不本意非正規」の  
 て、育児や介護と仕事の両  
 立、女性や若者、高齢者、  
 外国人の雇用促進のほか、  
 希望しても正社員の働き口

がない「不本意非正規」の  
 正社員化とキャリアアップ  
 支援も盛り込んだ。  
 3団体は今後、連携して  
 改革の普及啓発を目的とし

たセミナーを開催予定。改  
 革の進め方について悩み  
 を抱える企業からの相談  
 を受け付ける「働き方改  
 革推進相談窓口」も開設  
 する。

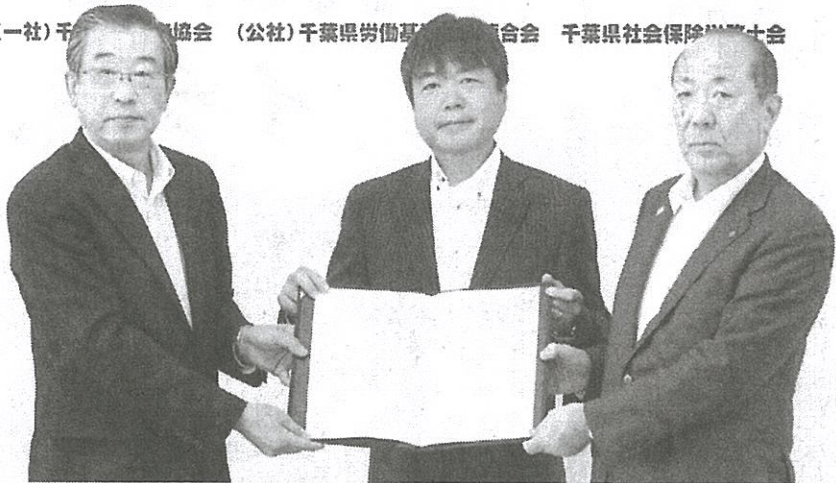
6月に成立した働き方改  
 革関連法は、残業を原則月  
 45時間、年360時間「ま  
 でとする罰則付きの上限を  
 設けた。非正規労働者の待  
 遇を改善する「同一労働同  
 一賃金」は、同じ内容の仕  
 事は賃金や休暇などを同じ  
 にするよう企業に義務付け  
 た。来年4月から順次適用  
 される。

しかし、県内中小企業の  
 取り組みは遅れている。働  
 き方改革について尋ねた千  
 葉経済センターの調査で  
 は、何らかの改革に着手し  
 ている割合は大企業の5割  
 に対し、中小企業は3割に  
 とどまった。未対応の理由

### 「働き方改革推進に係る連携協力に関する協定」

#### 締結式

(一社)千葉県経営者協会 (公社)千葉県労働基準協会連合会 千葉県社会保険労務士会



中小企業の働き方改革推進に向けて協定を結んだ3団体の代表者ら＝6日、千葉市中央区の県経営者会館